

AOI
Group

会計・税務
・法律編

上海便り 2008年4月号

【情報提供】 【編集 / 提供】

(株) 葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部: 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12 2F

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.aoibc.com> E-mail: aoi@aoibc.com

【新: 企業所得税法】

中国で08年1月1日より新しい企業所得税法が施行されましたので、ご紹介いたします。

「 ; 適用税率」

新しい企業所得税法では、外資系企業も中国系企業も全ての企業で企業所得税が「25%」に統一されました。

企業区分	基準		企業所得税の税率
一般企業	製造業	他の業種企業	25%
小規模企業	製造業	他の業種企業	20%
* 年度所得	30 万元以下		
* 従業員数	100 人以下	80 人以下	
* 総資産額	3,000 万元以下	1,000 万元以下	
ハイテク企業	核になる知的財産権を所有して、下記条件に符合 * 国が指定するハイテク技術による製品・サービス * 研究開発費比率・ハイテク製品比率・ハイテクサービス比率・ハイテク技術従業員比率が一定基準以上で、ハイテク企業認定管理弁法に規定に符合		15%
国家奨励産業・プロジェクト	* 野菜・穀物・芋類・油原料・豆類・綿花・麻類・砂糖原料・果物・堅果等の栽培 * 農作物の新品種の選択育成 * 漢方薬剤の栽培 * 森林の育成・栽培 * 家畜・家禽の飼育 * 林床植物の採集 * 灌漑・農製品の粗加工・獣医・農業技術の普及・農機作業と修理等の農林畜産漁業サービス業 * 遠洋漁業		免除
公共インフラ・プロジェクト	* 港湾埠頭・空港・鉄道・道路・電力・水利等 * 公共污水处理・公共ゴミ処理・メタン	1 回目の生産経営収入を取得した納税年度より、 * 1~3 年: 免税	

	ガス総合開発利用・省エネ技術改造・海水淡水化等	* 4～6年:半免
--	-------------------------	-----------

「 ;課税所得計算」

	基準	優遇内容
技術譲渡所得	国内企業での500万円以下	免税
研究開発費用の加算控除	新技術・新製品の研究開発費での損益計上分	研究開発費の50%を加えて免除
	無形資産計上分	無形資産コストの150%で償却
固定資産:償却年数の短縮	* 製品のリニューアルが速い場合	法定減価償却年限の60%以上
固定資産:減価償却の割増	* 震動・腐食状況の場合	倍額定率法・年数総和法の採用可
減額計算収入	「資源総合利用企業所得税優遇目録」の資源を主要原材料として、国・産業関連標準に符合する製品の生産で取得した収入	収入総額の90%計上
税額控除免除	環境保護・省エネ・安全生産専門設備の購入と使用	* 専用設備の投資額の10%を税額控除 * 投資年度で控除・免除できない場合は、5納税年度以内に繰越控除可能
非居住企業減免 ;中国国内に機構・場所のない企業	* 中国国内での取得の源泉所得 * 中国国内からの所得だが、中国国内の機構や場所に無関連の所得	10%

優遇や減免の対象になるリストや認定基準が別途公布される予定ですが、未だ明確になっていません。

	旧法	新法
福利厚生費	14%	14%
工会経費(組合費)	2%	2%
教育経費	1.5%	給与賃金総額; * 2.5%以内は、控除 * 2.5%超は、次年度繰越控除
接待交際費	売上の一定比率	* 生産経営活動では60%を控除 * 当年売上金額の5%以内
広告宣伝費	制限なし	* 当年売上金額の15%以内 * 超過分は、次年度繰越控除
公益寄付金	制限なし	年度利潤額の12%以内 ;課税所得額の計算時に控除

「『2免3半』優遇政策の過度的措置」

いわゆる「2免3半」制度について、下記のように思われます。

過度的な措置として、2免3半の優遇制度は「優遇期間を2008年から起算する」と言う事になっています。優遇期限は2年と3年の合計5年間です。従って2008年・2009年が2免の年で、2010年・2011年・2012年が税額半減の年になります。

ただし、利益を計上していなければ、優遇の有・無に関わらず、税額が「0:ゼロ」になりますから、優遇制度は切り捨てられる事になります。

例えば、2007年までに設立の「2免3半」の優遇対象企業の場合ですと

- ◆ 2008年度に黒損赤字を解消して、利益を計上したとすると
;2008年・2009年は「免税」で、2010年・2011年・2012年は「税額半減」となります

- ◆ 2011年度に黒損赤字を解消して、利益を計上したとすると
;2008年・2009年・2010年は利益計上がないので、税額は「0:ゼロ」になり、2011年・2012年は「税額半減」となります

「2免3半」優遇制度を「**利益を計上した年度**」からの開始と契約している企業も多数有りますし、業種や工場立地等によって税率や開始時期が変わっていますので、詳細は税務局の自社担当:税務局員にお尋ねください。

「上に政策あれば、下に対策あり」の中国社会です。

(横田 昭夫:記)
中小企業基盤整備機構
:東京アドバイザー
日本国税理士

(株)葵ビジネスコンサルタンツは、「中国税務」を担当外としています